

# うまい投資話に乗らないで！

高齢者を中心に、悪質な投資勧誘の被害相談が多数寄せられています。支払ったお金を取り戻すことは非常に困難です。大切な老後資金をなくすことのないように十分警戒してください。また、周囲の人々の見守りも大切です。

## こんな詐欺的勧誘に要注意

### 劇場型

未公開株等の勧誘を受けたあと、別の業者が「高値で買い取る」と電話を掛けてくるなど、複数の業者が登場する手口です。

### 被害回復型

かって投資トラブルがあった方に「あの時の被害を回復する」と持ちかけて勧誘する手口です。

### 代理購入型

「理由があって自分は購入できないから、代わりに買ってくれ」などと持ちかけ、謝礼や高値買い取りを約束してだます手口です。

### 公的機関装い型

国民生活センター、消費者庁や金融庁などの公的機関名を名乗り「その会社なら大丈夫」などと信用させて契約に誘導する手口です。

※未公開株、社債、ファンド型投資商品、外国の通貨（イラクディナール等）などの金融商品だけでなく、水資源の権利、温泉付き有料老人ホーム利用権、寺院の永代供養の権利、高額仏像などさまざまな名目で投資を勧説する手口が横行しています。

※契約をせかす、稀少性を強調する、他人への相談を口止めする、振り込み時の言い訳のしかたを教示する、契約しないなら違約金を払えと脅すなどの行為があった場合は特に警戒してください。

## トラブルを防ぐには…

- ① 電話での安易なもうけ話の勧説には応じないこと（電話の前後にパンフレット送付）
- ② リスクの説明がなく高収益のみを強調する勧説は信用しないこと
- ③ 今までに、未公開株や社債を勧説されて購入したことのある人は、特に注意すること
- ④ 契約前に販売業者が金融商品取引業者の登録を受けているかを金融庁ホームページで確認すること（金融商品の場合。ただし登録業者であっても信用性は不明）
- ⑤ どれだけ儲かるかという説明に耳を奪われることなく、どれだけ損をする可能性があるかを繰り返し確認すること
- ⑥ 商品の特性を十分に理解した上で、自分の余裕資金の範囲内で契約を締結すること
- ⑦ 不審な電話があったらすぐに最寄りの消費生活相談窓口に相談すること